

第1条 この細則は、学位規程第22条の規定により学位規程施行に関する事項を定める。

第2条 学位規程第3条の規定により、修士（臨床検査学）の学位論文の審査を受けようとする者は、次の書類を学長に提出しなければならない。提出の期日については、毎年12月（6月）当該学生に通知する。

- (1) 学位論文審査願（様式1） 1通
- (2) 学位論文（様式2） 4部
- (3) 論文要旨（様式3） 10部
- (4) その他必要な参考資料 4部
- (5) 履歴書（様式4） 1通

第3条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は審査委員会を設ける。

2 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査及び最終試験を行う。

3 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文審査の要旨及び最終試験等の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて、様式5により報告する。

4 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。

5 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式6により報告する。

6 学位規程第14条の規定による手続は、3月（9月）中に完了するものとする。

第4条 この細則の改廃は、研究科委員会及び評議会の議を経て行う。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

別表

様式1（第2条関係） 学位論文審査願・・・学位規程別紙様式第4参照

様式2（第2条関係） 学位論文

A4版（横書き）に記し、A4版のファイルに綴じる。ファイルの表紙並びに背中に論文題目、研究科名、氏名を記すこと。論文は手書き、ワープロいずれでも可。

様式3（第2条関係） 論文要旨

A4版（横書き）に記すこと。（1600字以内）

様式4（第2条関係） 履歴書・・・学位規程別紙様式第7参照

様式5

（第3条関係） 報告書A（A4版）

様式6

（第3条関係） 報告書B（A4版）